

広島県とサッポロホールディングス株式会社及び ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社との 「瀬戸内 広島レモン」パートナーシップに関する協定書

広島県（以下「甲」という。）とサッポロホールディングス株式会社（以下「乙」という。）及びポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携を強化し、「瀬戸内 広島レモン」の需要拡大やブランド価値の向上等に資するため、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図る。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 「瀬戸内 広島レモン」の需要拡大やブランド価値の向上等に関すること
- (2) 県政情報の発信、観光振興に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 環境対策・リサイクルに関すること
- (5) 地域防災に関すること
- (6) 地域の安全・安心に関すること
- (7) 障がい者支援に関すること
- (8) その他県民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲、乙及び丙が協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲、乙及び丙は県内市町等との連携が図られるよう努めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙又は丙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月6日

甲 広島県

代表者 広島県知事

湯 崎 英 彦

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番1号

サッポロホールディングス株式会社

代表取締役社長兼グループCEO

上 條 努

丙 愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号

ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社

代表取締役社長

堀 雅 寿